

慶弔規程 新旧対照表 (案)

一般社団法人日本左官業組合連合会

新	旧																
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、<u>一般社団法人日本左官業組合連合会</u>(以下「日左連」という。)の定款に定める役員(以下「役員」という。)及び特別顧問・顧問・相談役・参与に関して、慶弔規程を定めることを目的とする。</p> <p>(慶弔範囲) ※旧規程の第2条、第3条を入れ替えた。</p> <p>第2条 慶弔の範囲は次のとおりとする。</p> <p>(1) 日左連定款に定める現役の役員、特別顧問・顧問・相談役・参与並びにその配偶者、実父母及び元役員を範囲とする。</p> <p>(2) <u>日左連定款に定める賛助会員は、内規に基づく運用とする。</u></p> <p>(3) 特別な事項に関しては、<u>正副会長会議にて協議をすることが出来る。</u></p> <p>(慶弔金等の範囲)</p> <p>第3条 慶弔金等の範囲は、次のとおりとする。</p> <p><u>慶事(主として46都道府県団体の周年記念式典等、叙勲・褒章の受章者。1名出席を原則とする。)</u></p> <p>・慶事金額 宿泊20,000円、日帰り10,000円とする。</p> <p>・生花 現地手配の場合は、実費精算。</p> <p>・祝電 <u>すべて事務局にて対応する。</u></p> <p>弔事 下記の表のとおり(団体を除く)</p> <table border="1" data-bbox="295 1204 1093 1385"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>香典</th> <th>花輪(生花)</th> <th>弔電</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本人</td> <td>30,000円</td> <td>1基</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>配偶者</td> <td>10,000円</td> <td>1基</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>実父母</td> <td>10,000円</td> <td>1基</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	区分	香典	花輪(生花)	弔電	本人	30,000円	1基	○	配偶者	10,000円	1基	○	実父母	10,000円	1基	○	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、(社)日本左官業組合連合会「以下(日左連)という。」の定款に基づく役員及び相談役・参与並びに46都道府県団体「以下(団体)という。」の定款等に<u>基づく</u>役員に関して慶弔規程を定めることを目的とする。</p> <p>(慶弔金等の範囲)</p> <p>第2条 慶弔金等の範囲は、1名出席を原則として次の通りとする。</p> <p><u>(慶事=主として団体の周年記念式典等)</u></p> <p>慶事金額 宿泊、日帰りを問わず、10,000円とする。</p> <p>花輪 現地手配の場合は、実費精算。</p> <p>祝電 現地手配の場合は、実費精算。</p> <p><u>(弔事=主として日左連役員、相談役・参与及び団体の役員)</u></p> <p>香典 20,000円を原則とする。ただし、状況に応じて変額することができる。</p> <p>生花 現地手配の場合は、実費精算。</p> <p>弔電 現地手配の場合は、実費精算。</p> <p>(慶弔範囲)</p> <p>第3条 慶弔の範囲は、次の通りとする。</p> <p>(1) 日左連定款に<u>基づく</u>役員、相談役及び参与並びに元役員を範囲とする。それぞれの配偶者等については祝電又は弔電のみとする。</p> <p>(2) 団体の定款等に<u>基づく</u>役員及び元役員を範囲とする。それぞれの配偶者等については祝電又は弔電のみとする。特別な事項に関しては正副会長会議にて協議をすることが出来る。</p>
区分	香典	花輪(生花)	弔電														
本人	30,000円	1基	○														
配偶者	10,000円	1基	○														
実父母	10,000円	1基	○														

<p>(出席範囲)</p> <p>第4条 (同右のため省略)</p> <p><u>附 則</u> ※旧の第5条を削除し附則へ変更</p> <p>この規程は、平成22年3月8日から一部改定。</p> <p><u>この規程は、平成24年4月1日から一部改定。</u></p>	<p>(出席範囲)</p> <p>第4条 出席及び列席の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>慶事の場合</p> <p>(1) 団体の総会及びブロック会総会等は、原則周年行事のみ日左連会長が列席することができる。</p> <p>但し、団体の総会は10年、ブロック会総会等は5年を目途とする。</p> <p>(2) これに属さない特別事項は、正副会長会議にて協議の上とする。</p> <p>弔事の場合</p> <p>(1) 団体の長又は元団体の長の場合は、日左連会長が列席することができる。</p> <p>(2) (1) 以外の場合は、最寄りの日左連副会長が列席することができる。</p> <p>(施 行)</p> <p>第5条 この規程は、平成22年3月8日より一部改定。</p>
--	---